

介護サービスに係る事故報告について

介護事業所において事故が発生した場合は、福岡県介護サービス事故に係る報告要領に則り、保険者等に対し速やかに事故報告を行う必要があります。

しかし、運営指導等においても、報告すべき事故の種別についての理解がないため報告がなされていないものや、事故発生後相当期間経過後に報告がなされている事例が見られます。要領においては、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内に報告を行うこととされていますが、事故の程度の大きいものや、事故発生から報告書提出までに5日以上かかる場合は、事前に電話で保険者に対し事故の概要の報告を行って下さい。なお、令和6年11月より事故報告書の提出については、市ホームページのLoGo フォームから送信による提出、または市の窓口への提出へ変更しています。事故発生から5日以内に報告書を提出される場合は、原則電話での連絡は不要です。

報告先：福祉課介護保険担当

電話：0944-41-2683

LoGo フォーム： <https://www.city.omuta.lg.jp/kiji0034734/index.html>

(1) 報告すべき事故の種別

転倒、転落、異食、不明、誤薬・与薬もれ等、誤嚥・窒息、医療処置関連（チューブ抜去等）〈その他〉感染症（インフルエンザ、新型コロナウイルス等）、食中毒、交通事故、徘徊（利用者の行方不明を含む）、接触、離脱、職員の違法行為・不祥事、事業所の災害被災

(2) 報告すべき事故における留意点

- ① 死亡については、死亡診断書において、老衰・病死等の主に加齢を原因とするもの以外の死因が記載されたものを報告すること。なお、死亡の事故報告の際には、死亡診断書の写しを添付して下さい。
- ② けが等については、医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故を報告すること。
- ③ 食中毒、感染症等のうち、次の要件に該当する場合は、保険者への報告と併せて管轄の保健所に報告し、指導を受けること。
 - イ 同一の感染症若しくは食中毒による、又はそれらによると疑われる死亡者、又は重篤な患者が1週間以内に2人以上発症した場合
 - ロ 同一の有症者等が10人以上又は全利用者の半数以上発症した場合
 - ハ イ及びロに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ管理者等が必要と認めた場合
- ④ 職員の違法行為や不祥事とは、利用者の個人情報紛失、送迎時の利用者宅の家屋損壊、飲酒運転、預かり金の紛失や横領等をいう。
- ⑤ 接触とは、物や人に接触したことにより発生した事故で、皮膚剥離や打撲になっている場合等があります。
- ⑥ 誤薬の取扱いについては、以下のとおり

報告必要 → 他者の薬との取り違い

報告不要 → 服薬時間の誤り、与薬もれ（落薬含む）

※体調に異変を来した場合は報告が必要です。

「誤薬」のうち「服薬時間の誤り」や「与薬もれ」が発生した場合は、市への事故報告書の提出は不要としますが、事業所内での事故（ヒヤリハット）として記録を残し再発防止に努めてください。

《事故報告の提出方法及び様式について》

事故報告の提出については事故報告書を作成して LoGo フォームから送信、または市の窓口へ直接提出してください。様式及び LoGo フォームについては大牟田市のホームページに掲載しています。

事故発生時から家族連絡時までには時間が掛かった場合はその理由を記載してください。

診断名が異なるものや事故の再発防止策が抽象的なもの、適当ではないもの、損害賠償等の状況にチェックが付いていないものがよく見られますので確認の上提出してください。

（３） 大牟田市における事故報告の状況

令和５年度における、介護サービス事故に係る事故報告は３６０件でした。そのうち地域密着型サービス事業所における事故報告は１２３件です。

それぞれの事故種別において事故が増加していますので、引き続き事故防止に努めてください。

	転倒・転落	異食	誤薬・与薬漏れ等	誤嚥・窒息	医療処置関連	その他	合計
令和３	75	2	34	1	0	19	131
令和４	47	0	10	1	0	36	94
令和５	78	1	18	4	0	22	123

※その他には、感染症、食中毒、交通事故、徘徊、接触、離脱、職員の違法行為・不祥事、事業所の災害被災等が含まれています。